

第 153 回世羅町新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和 4 年 7 月 25 日 (月)

午後 2 時～

(応接室)

1 開会

2 町内での感染者確認について

- ・令和 4 年 7 月 24 日 (日) 現在

532 例の感染者が確認

前日までの 7 日間の 10 万人当たり新規感染者数 223.99 人

3 町における対応について

- ・関係者への情報提供

従来どおり、本部員、町議会議員、連絡会議へ報告

- ・町民などへの周知

防災行政無線、町ホームページ、ケーブルテレビ文字放送、LINE に  
より感染防止対策の徹底を依頼

4 職員の感染者及び濃厚接触者の対応について

- ・職員が感染者となった場合

発症日の翌日から 10 日間療養し、翌日解除

- ・職場の対応

接触のある場所については消毒を実施し、引き続き常時換気を実施  
接触者は健康観察を行うとともに、抗原検査や PCR 検査を活用  
感染確認について町ホームページで公表

- ・職員が濃厚接触者となった場合

発症日の翌日から 5 日間待機し、翌日解除 資料 1

5 その他

- ・ 4 回目接種の対象拡大について 資料 2

- ・ 武田社ワクチン (ノババックス) の接種対象拡大について 資料 3

- ・ オミクロン株に対応したワクチン接種体制確保について 資料 4